

長久手市文化の家 1階店舗等における飲食サービス提供事業者募集要項

第1 業務内容に関する事項

1 概要

文化の家の来館者を始めとする利用者等へのサービス向上及び利用者の憩いや交流の機会を創出するため、飲食を提供するレストラン等の運営事業者を募集します。

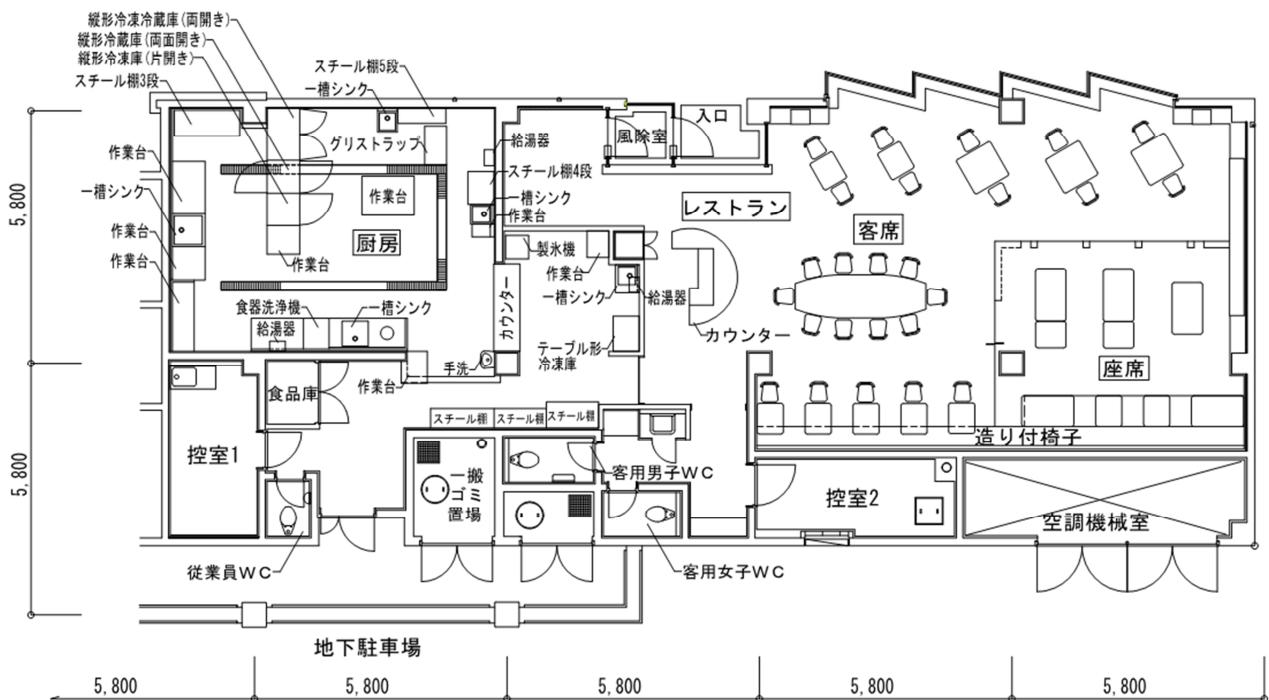
募集期間 令和7年8月1日（金）～10月10日（金）

店舗開店予定日 令和8年9月1日（火）

2 公募物件等の概要 ※詳細は別紙「店舗平面」参照

所在地	長久手市野田農 201 番地 長久手市文化の家 1階東出入口横
レストラン店舗	客席数：約 60 席（現店舗における客席数） 客席：96 m ² 廚房：44 m ² 事務室・倉庫など：90 m ²
ビュッフェカウンター	営業部分面積：10 m ² カウンター長さ：約 3.5m

【店舗平面図】



3 使用料及びその他の経費に関する条件

(1) 施設使用料

出店に係る行政財産の使用料は、月額 98,900 円（1 m²あたり月額 430 円 × 230 m²）です。なお、光熱水費は、運営事業者の負担となります。

ただし、行政財産の使用料について、今後金額が変更する可能性があります。

(2) 費用負担区分

以下の費用は、運営事業者の負担となります。

① レストランの準備・営業に係る費用※別紙「店舗図面」参照

ア テーブル・椅子、厨房機器などレストランの運営に必要な什器・備品に係る費用
※現在店舗等に設置されている備品を使用できます。あらかじめ店舗や厨房に設置している備品については別紙「店舗図面」をご確認ください。

イ 看板設置に係る費用

ウ 出店及び営業に必要な各種法令に基づく許認可に係る費用

エ 清掃など維持管理に係る費用

② レストランの営業にあたり、市または利用者に損害を与えた場合の損害回復及び賠償費用

③ 運営事業者が整備した設備に係る修繕費用

④ その他レストラン運営に係る一切の費用

4 運営に関する条件

(1) 使用形態

指定する場所の使用許可は、行政財産目的外使用で行い、使用許可期間は1年間（初年度は許可日から令和9年3月31日まで）としますが、運営状況が良好で、許可内容・条件等に違反がない場合に限り更新することができます。

なお、運営開始は令和8年9月1日とします。

(2) 営業日・営業時間

休館日	毎週月曜日、月曜日が祝日等の場合は翌平日 年末年始（12月28日～1月4日）
営業時間	午前9時から午後10時まで

※営業時間については、柔軟に提案してください。

(3) レストランのコンセプト

① 主に文化の家の利用者はもちろんのこと、地域の住民も集い、交流できる場所を創出する空間・店舗

② 文化の家の機能と連携し、ともに事業展開を行うことで、にぎわいのある空間・店舗

(4) 運営体系

地域活性化につながる店舗運営、利用者のニーズに合致したメニュー開発、サービス提供及び価格設定等に留意し、事業の継続性、経営の健全性に配慮した収支計画としてください。また、文化の家内の各機能と相互に連携を図り、営業が円滑かつ安全に遂行されるように留意してください。

(5) 営業内容

【必須事項】

① 施設内レストランでの洋食を中心（和食を含む）とした食事及び喫茶サービス

開館日は必ずレストランの営業を行い、コーヒー・紅茶・酒類の飲料や食事の提供をしてください。また、営業に伴うレストランの管理運営をお願いします。

【必須事項に付随し、実施を望む業務】

- ① 1階アトリウム内ビュッフェ・カウンターでの喫茶・軽食サービス（外部委託可）
文化の家が実施するホール公演時を中心に、ビュッフェ・カウンターで営業を行い、コーヒー・紅茶・酒類の飲料や軽食の提供をしてください。
- ② 長久手市文化の家が実施する各種事業等への協力・連携
- ③ 館内各施設への飲食物のデリバリー 서비스

【その他】

- ① 事業者は、事前に市の承認を得て、店舗、ビュッフェ・カウンター、1階アトリウム及び北ガレリアでイベントを主催、実施することができます。

(6) 営業許可等の申請

営業開始までに出店や営業に必要な各種法令等に基づく許認可等を取得してください。なお、手続きは出店者が自己の負担と責任で行ってください。

(7) 衛生管理

- ① 出店者は、食品衛生法その他関係法令等を遵守し、衛生管理を徹底してください。
- ② 食中毒等、食品衛生上の問題については、全て出品者の負担と責任において対処してください。

(8) 廃棄物の搬出

店舗運営により発生する廃棄物については、関係法令を遵守し、出店者の責任において処理してください。

(9) 店内の清掃等

店舗内及び店舗周辺を清潔に保ってください。また、テイクアウトのメニューを提供する場合は、店舗の出入り口付近にごみ箱を設置するなどごみの回収に努めてください。また、施設内は全て禁煙とし、利用者に対する禁煙表示を行ってください。

(10) 貼り紙、看板等の表示・掲示

通路などの共用部に看板や案内等を設置する場合は、市と事前に協議して承諾を得てください。

(11) 改修及び修繕等

出店者は、営業開始後に改修工事、設備の修繕等をおこなうとき、または使用計画を変更しようとするときは、事前に市の承諾を得てください。

(12) 目的外使用及び転貸・再委託の禁止

行政財産の使用許可後に、指定された用途または目的以外に使用することは禁止とします。また、使用許可に基づく権利の一部または全部を他の者に転貸し、譲渡し、担保に供し、または営業を委託することは禁止します。

フランチャイズ契約等に基づく第三者による運営は認めますが、最終責任者は応募者（使用者）とします。

第2 募集及び選定に関する事項

1 選定方法について

(1) 運営事業者の決定方法

市が設置する文化の家レストラン運営事業者選定委員会において、提案者から提出された企画提案書等についてヒアリングを行い、内容を評価した上で、最も評価点の高い運営事業者を選定します。

(2) 審査結果の通知

選定結果は、提案者全員に対し11月下旬ごろに書面を発送いたします。

2 応募資格

以下の要件を全て満たす場合に限り、応募できるものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 「長久手市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年12月25日付け長久手市長・長久手市教育委員会教育長・愛知県愛知警察署長締結）に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (5) 国税、県税及び市税を滞納していない者であること。
- (6) 令和7年7月31日時点で、飲食事業について2年以上の経営実績を有し、必要な営業資格を有する事業者であること。
- (7) 過去2年間において、食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと。

3 スケジュール

募集要項の公表	令和7年8月1日（金）
現地見学会申込書の提出	令和7年9月3日（水）まで
現地見学会	令和7年9月8日（月）～9日（火）
質問受付期間	令和7年10月3日（金）まで
応募書類受付期間	令和7年8月1日（金）～10月10日（金）
審査（プレゼンテーションまたは面談等）	令和7年10月中旬以降
審査結果（採否）通知日	令和7年11月下旬（予定）

4 応募手続等

(1) 募集要項等の公表

募集要項は、令和 7 年 8 月 1 日（金）から長久手市文化の家ホームページで公表しています。

(2) 現地見学会

① 日程

令和 7 年 9 月 8 日（月）及び 9 日（火）

② 場所

〒 480-1166 長久手市野田農 201 番地

長久手市文化の家 1 階東出入口横 レストラン店舗

③ 参加申込方法等

- 期間内で希望される日時に、現地にて現地見学会を実施します。
- 現地見学会申込書を 9 月 3 日（水）までにメール・FAX で提出してください。
- 日程調整後、詳細について市よりご連絡いたします。

(3) 質問の受付について

① 提出期限

令和 7 年 10 月 3 日（金）

② 質問方法

任意様式で質問書を作成の上、原則として電子メールで提出してください。

（送付先：bunka@nagakute.aichi.jp）

③ 回答方法

質問受付後、回答は随時文化の家 WEB サイトに掲載します。また、質問者には回答書をメールで送付します。

(4) 応募書類の提出

① 提出期限

令和 7 年 10 月 10 日（金）

② 提出書類

下表の書類を提出してください。

【留意事項】

- 記述式の書類は、文字の大きさを 10pt 以上としてください。パソコンでの作成が望ましいですが、手書きも可とします。文字の色は基本的に黒としますが、強調したい点等は他の色を使うことを可とします。
- プリントアウトするものは必ず A4 サイズに統一し、縮小した場合も文字の大きさは 10pt 以上を保つようにしてください。提出書類のうち原本で提出を要するものはこの限りではありません。

提出書類	内容	部数
(1) 申込書	【様式第2号】	1部
(2) 企画提案書	【様式第3号】 添付資料に枚数の制限はありませんが、資料・図面などはA4またはA3サイズとしてください。	5部
(3) 事業の概要がわかる資料	様式自由 (例)事業者または運営する飲食店のパンフレット等(WEBサイトのコピーも可)。 メディアで取り上げられたことがあれば紙面のコピー等。	5部
(4) 登記簿謄本等	法人の場合は履歴事項全部証明書、個人事業主の場合は住民票(応募日の直近3か月以内に取得したもの)	1部(原本)
(5) 納税証明書	申込者、連帯保証人について国税及び地方税に滞納がないことがわかる証明書(直近1年分)	1部(原本)
(6) 資格・免許等の写し	現在運営している飲食店の営業許可証や当館での開業にあたり運営責任者となる予定の方の食品衛生責任者資格証明等の写し	各1部 写し
(7) 財務諸表等	法人事業者:賃借対照表及び損益計算書 個人事業者:収支決算書 直近3年分のものとする。ただし、開業ののち3事業年度の決算を行っていない場合は、提出可能な年度(最低1年分)	1部 写し
(8) 会社経歴書等	法人事業者:会社経歴書、代表者略歴、役員名簿(役職名と氏名が記載されたもの) 個人事業者:代表者経歴書	1部
(9) 共同事業体協定書兼委任状	【様式第4号】 該当する場合のみ提出してください。	1部

※提案をすることができるのは1案だけです。

※提出期限後の提案書等の差替は認めません(市が補正等を求める場合を除く)。

※提出された書類の返却は行いません。

※提出された書類及び情報は審査行為以外には一切使用いたしません。

※提案書等の作成・提出や質問等にかかる費用は応募者の負担とします。

④ 提出方法

郵送にて提出してください。郵送の際は、書留やレターパックなど配達が記録される方法を利用し、提出期限に必着としてください。文化の家は改修工事に伴う休館中です。

やむを得ず文化の家へ書類を持参する場合は、事前に電話連絡をするようにしてください。その場合の提出期限は受付最終日の午後5時までとします。

(7) 最終審査

① 開催期日

令和7年10月中旬以降を予定

② 開催場所

長久手市文化の家

③ 内容

応募者による企画提案書の説明（20分以内）及び選定委員によるヒアリング（10分程度）

④ その他

- ・ 開始時間については別途お知らせします。
- ・ 出席者は、責任者を含め3名以内としてください。
- ・ 提出した提案書の内容と相違するプレゼンテーションの実施や新たな資料の配付は禁止とします。
- ・ プロジェクター及びスクリーン、電源コード、端末接続用ケーブルは市が用意します。操作用の端末は各自ご用意ください。

5 留意事項

- (1) 共同事業体で応募する場合、「共同事業体協定書兼委任状（様式第4号）」を提出してください。企画提案書提出後の代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。
- (2) 再委託は原則として禁止します。ただし、業務の一部を他へ委託し、又は請け負わせる必要がある場合はその旨を企画提案書に明記し、一部業務再委託先の候補についてその実績等を記載してください。

6 選定方法について

(1) 基本的な考え方

提出された企画提案書のほか、ヒアリングの内容について総合的に評価し、最も高い評価を得た応募者を運営事業者の候補者として選定します。

(2) 選定委員会

評価及び選定は、「長久手市文化の家レストラン選定委員会」（以下「選定委員会」）が行います。選定委員会は、3名の審査委員で構成し、企画提案の内容について、公平かつ適正な評価を行います。

(3) 評価及び選定について

評価方法	企画提案書及びヒアリングの内容について選定委員が評価・採点を行い、最高点を得た者を候補者に選定します。
備 考	選定された者が辞退を申し出た場合や次の①～④の事項

	<p>に該当したことにより候補者としての決定を取り消された場合は、次順位の者を候補者とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。 ② 選定委員またはその関係者に接触を求めるなど、選定の公平性を害する行為を行ったとき。 ③ 著しく社会的信用を損なう行為等により、運営事業者としてふさわしくないと市が判断したとき。 ④ 候補者が、本要項「第2募集及び選定に関する事項 2 応募資格」に定める要件に適合しなくなったとき。
--	--

(4) 結果の通知・公表

通知及び公表	令和7年11月下旬（予定）
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募者全員に書面により通知します。 ・ 選定結果及び選定された候補者名を市ホームページで公表します。 ・ 各評価項目の点数は公表しません。 ・ 選定結果に対する異議申し立ては一切受け付けません。

(5) 候補者選定の取消

次のいずれかに相当する場合には、決定を取り消すことがあります。

- ① 正当な理由なくして市が指定期日までに使用許可申請を行わなかった場合。
- ② 選定から使用許可の手続きまでの間に、選定運営事業者に資金事情の変化等により企画提案したレストランの運営の履行が確実でないと市が判断した場合。
- ③ 運営事業者が応募者としての資格を失った場合。
- ④ 提出資料に虚偽の記載があった場合。

7 審査時のポイント※評価時に加点となる要素

- (1) 長久手市文化の家の設置目的や、長久手市文化芸術マスタープラン等に合致し、かつ気軽に立ち寄りやすい雰囲気づくりやメニューや価格設定がされているか。
- (2) 文化の家と連携して協力関係を構築し、積極的に事業へ参画し、施設チームの一員として貢献する意欲があるか。
- (3) 営業内容について、どのように工夫して実施提案されているか。
- (4) 子どもを含めた若年層の来場を増やすことが期待できるとともに、来場者が気兼ねなく利用できる内容であるか。
- (5) 「必須事項に付随し、実施を望む業務（ビュッフェ・カウンター営業、デリバリーサービス、市事業との連携など）」が期待できるか。
- (6) 事業者のこれまでの経営実績や経営基盤から、安定した経営が可能であると見込むことができるか。

8 その他

- (1) 企画提案書の著作権は、応募者に帰属します。
- (2) 提出された書類は一切返却しません。
- (3) 郵送、電子メール等の通信事故について、市は一切の責を負わないものとします。
- (4) 本事業者募集に係る諸経費等は、すべて応募者の負担とします。

【問合先】

長久手市くらし文化部生涯学習課施設係 担当野田・近藤

所在地 〒480-1116 長久手市野田農201番地 長久手市文化の家内

電話 0561-61-3411

FAX 0561-61-2510

メール bunka@nagakute.aichi.jp

【参考】長久手市文化の家について

1 施設について

文化の家は、市内の文化交流活動の拠点となるべく1998年に開館しました。さまざまに幅広く対応できる可変式の「森のホール」(384~711席)とシンプルでオーソドックスな「風のホール」(194席または292席)、さらに20もの多目的な利用に応える機能を備えた「アートリビング」からなる総合文化施設です。

文化の家の命名は、“市民が「我が家」を感じるような親しみ深い施設になってほしい”という願いと、20世紀中頃フランスで起こった地方からの文化発信政策「文化の家運動」に因んでいます。

開館以来、長久手市文化マスタークリエイターに基づき行ってきた自主事業の数々の取り組みは、地方自治体の文化行政における先駆けとして全国的に評価され、2006年にはJAFRAアワード（総務大臣賞）を愛知県内の施設として初めて受賞しました。また、文化の家はいずれも高い稼働率で市内外から利用されています。

レストランは、文化の家利用者はもちろんのこと、地域の住民も集い、交流できる場所を提供できる飲食店として、文化の家とともに相乗効果でにぎわいを創出し、施設全体や地域に波及することを目的に設置しています。

現在、文化の家は特定天井等改修工事のため長期休館をしており、今回のレストランのリニューアルは、目玉事業として位置づけています。つきましては、全館利用再開となる令和8年9月から、1階レストラン区画において、飲食サービスをご提供いただける事業者様を募集します。

2 文化の家概要

名称	長久手市文化の家				
所在地	長久手市野田農201番地				
管理・運営	長久手市				
敷地面積	24,619.69 m ²	建築面積	7,894.54 m ²	延床面積	17,488.092 m ²
建物構造	SRC造、RC造及びS造				
階数	地上3階、地下2階				
主な機能	劇場	森のホール（最大711席） 風のホール（最大292席）			
	1階	光のホール、展示室、小音楽室			
	2階	舞踊室、音楽室、音楽スタジオ、美術室、多目的室、暗室、食文化室、講義室1・2、会議室4・5			
	3階	会議室1~3、和室1・2			
	その他	アトリウム、情報ラウンジ、ベビーズルーム			

【その他】

開館時間	午前9時から午後10時まで
休館日	毎週月曜日、月曜日が祝日等の場合は翌平日 年末年始（12月28日～1月4日）
駐車場	屋内駐車場117台、屋外駐車場183台

【年間開館日数及び年間来館者数】

	令和5年度		令和6年度	
	総数	月平均	総数	月平均
開館日数（日）	307	約25	232	約25
来館者数（人）	481,742	約40,145	357,091	約39,676

※令和6年度は、改修工事のため令和6年12月末まで開館。年度としては9か月間の開館です。

